

設 計 図 書

(起工)

工事(業務)
番 号

7壱上水第106号

工事(業務)
名

壱岐市水道施設滅菌設備保守点検業務

工事(業務)
場 所

壱岐市内水道施設

長崎県壱岐市

工事数量総括表

[illegible]

壱岐市水道施設滅菌設備保守点検業務仕様書

適用範囲

この仕様書は、壱岐市水道施設滅菌設備保守点検業務に適用し、業務の円滑な進捗を図るために、必要な事項を定めることにより、適正な契約の履行を確保するものである。

目的

本業務は、安全でおいしい水を安定的に供給することを目的に、下記施設の滅菌設備を安全かつ効率的に運転制御し、常に正常な機能を維持するために必要な保守点検調整を行う。併せて、劣化及び摩耗等について技術的評価を行い故障の発生を未然に防止し、設備の円滑な運用を図ることを目的とする。

業務責任者

受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。

(1) 業務責任者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

(2) 受注者又は業務責任者は、本業務の実施に際しては、適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1. 業務実施施設及び点検所要時間

① 業務実施施設

郷ノ浦浄水場 : 次亜注入ポンプ 5 台、次亜貯留槽 1 基、次亜小出槽 2 基、移送ポンプ 1 基、
軟水装置 1 基

: PAC 注入ポンプ 3 台、PAC 貯留槽 1 基、PAC 小出槽 3 基

門野田浄水場 : 次亜注入ポンプ 5 台、次亜貯留槽 1 基、次亜小出槽 2 基、移送ポンプ 1 基、
軟水装置 1 基

: PAC 注入ポンプ 2 台、PAC 貯留槽 1 基、PAC 小出槽 2 基

新西浄水場 : 次亜注入ポンプ 1 2 台、次亜貯留槽 1 基、次亜小出槽 4 基、移送ポンプ 1
基、軟水装置 1 基、次亜検流器 6 台

: PAC 注入ポンプ 2 台、PAC 貯留槽 1 基、PAC 小出槽 1 基

芦辺浄水場 : 次亜注入ポンプ 4 台、次亜貯留槽 1 基、次亜小出槽 2 基、移送ポンプ 1 基、
軟水装置 1 基

: PAC 注入ポンプ 2 台、PAC 貯留槽 1 基、PAC 小出槽 1 基
 大山浄水場 : 次亜注入ポンプ 4 台、次亜貯留槽 1 基、次亜小出槽 2 基
 : PAC 注入ポンプ 2 台、PAC 貯留槽 1 基、PAC 小出槽 2 基
 西崎浄水場 : 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基
 郷ノ浦地区
 片原中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
 華光寺中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
 武生水第 10 水源 : 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基
 亀川中継ポンプ所 : 残留塩素計 1 基、定水位槽 1 基
 麦谷中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 2 基、冷却ユニット 1 基、
 残留塩素計 1 基、定水位槽 1 基
 柳田中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基
 大原中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基
 初山中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
 当田中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基
 門野田中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基
 勝本地区
 神通中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 2 基、残留塩素計 1 基
 山崎水源 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 2 基、残留塩素計 1 基、
 電動弁 1 基、圧力水弁 1 基
 真米水源 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 2 基、残留塩素計 1 基、
 電動弁 1 基、圧力水弁 1 基
 坂本配水池 : 残塩調整ユニット 1 台
 明神配水池 : 残塩調整ユニット 1 台
 芦辺地区
 瀬戸配水池 : 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基
 諸吉第 1 中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
 諸吉第 2 中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
 箱崎中継ポンプ所 : 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
 箱崎第 6 水源 : 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基

住吉中継ポンプ所	: 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
住吉配水池	: 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
深江中継ポンプ所	: 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
石田地区	
大川橋浄水場	: 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
西間浄水場	: 次亜注入ポンプ 2 台、次亜貯留槽 1 基
久喜浄水場	: 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基、残留塩素計 1 基
船底浄水場	: 次亜注入ポンプ 1 台、次亜貯留槽 1 基

② 点検所要時間

ポンプ : 60 分/1 台、

タンク : 30 分/1 基

残留塩素計 : 60 分/1 基

その他設備 : 60 分/1 基

各施設への移動時間を片道 20 分とする。

2. 保守点検（定期点検）及び要領

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状態を把握し、測定、調整、分解清掃及び記録等の作業で、年 1 回点検を行う。

■次亜塩注入設備

注入ポンプ吐出量測定（吐出側ブレードホースに注入弁を取付けて 3 点測定を行う。）

注入ポンプ外部状況等の目視点検及び異常振動等の点検

貯留槽及び小出槽の内外状況等の目視点検及び液位電極の作動確認

次亜塩注入ポンプ用注入弁の分解整備

残留塩素計のサンプル水の流量確認、測定電極、各槽及びホース類の清掃、ゼロ・スパン校正

①機器の精度 メーカーの保証する精度以上であること。

②試験器 試験器は 0.5 級または同等以上の機能を有するもの。

③電気部品 電気部品の経年劣化、その他電氣的機能が満足されているかを点検すること。

④予防保全 劣化部品、消耗部品等の調査報告を行うこと。

3. 点検実施中の機器の停止

点検実施にあたり、機器の停止は最小限にとどめるよう努力し、やむをえず停止が必要な場合は発注者と協議を行い、その指示に従うこと。

4. 故障発見時の義務

受注者は点検作業によって不良部品の交換（定期交換部品を除く）又は、特別機材を必要とする補修等の故障を発見した時は、発注者に速やかに故障の内容を報告し、その指示に従うものとする。なお、早急に修理、部品の交換等の必要が生じ指示があった場合は点検作業と同時にを行うものとし、これに要する修理費、交換部品費は別途精算するものとする。また、当保守点検業務以外の時に不具合、故障等が生じた場合は発注者と打ち合わせ後、速やかに技術員を派遣し修復作業を行うものとする。この場合も発注者と打ち合わせの上、当保守点検業務に振り替える事が出来るものとする。但し、業務実施後の場合は、修理費及び部品費は別途精算するものとする。

5. 衛生管理

受注者は、水道施設構内又はその付近での保守点検作業に当たって、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分留意する。また、点検実施前に、保守点検従事者について保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）を提出すること。

6. 成果品

受注者は、業務が完了した時は、点検報告書を作成し、次の各号の書類を添付して発注者に提出すること。なお、提出部数は1部とする。

- ① 目次、②点検結果総括表（不具合・要望）、③点検表、④作業実施工程表、⑤点検機器リスト、⑥点検状況写真（不具合箇所が発見された場合は、不具合箇所が分かる写真も添付すること。）、⑦その他必要な書類